

デジタル庁の政策評価に関する有識者会議設置要綱

〔令和4年2月21日〕
〔デジタル監決定〕

1 目的

デジタル庁における政策評価制度の円滑かつ効率的な実施を図るとともに、政策評価の取組を推進し、評価の質の向上を図るため、政策評価の在り方及び運営について検討し、総合的な観点から調整を行うことを目的として、デジタル庁の政策評価に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

2 委員

委員は、デジタル庁の政策分野に精通した学識者等から選出することとし、デジタル庁の政策に関する評価や目標設定等について、専門的な見地から、議論や助言を行うものとする。また、委員のうち1名は、座長として有識者会議を総理するものとする。

3 有識者会議の開催

有識者会議は、必要に応じて開催するものとし、座長が召集する。

4 政策評価連絡会議

有識者会議の運営を効率的かつ円滑に行うため、委員会の下に、政策評価担当参事官が主宰し、予算担当参事官及びシステム統括・監理担当参事官並びに各グループの総括担当参事官等で構成する連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。連絡会議は、必要に応じて構成員以外の者を参加させ、意見を述べさせることができる。

5 事務局

有識者会議及び連絡会議の庶務等を処理するために事務局を設置する。事務局は、政策評価を担当する班をもって充てる。

6 その他

その他有識者会議の運営に関して必要な事項は、委員が合議の上定める。

また、有識者会議の議事概要及び資料は、事後にデジタル庁のホームページにおいて公表する。